

厚生労働省発老0406第3号

平成24年4月6日

各 指定都市市長 殿

厚生労働事務次官

平成24年度地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業）の交付について

標記交付金の交付については、別紙「平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成24年度4月1日から適用されることとされたので通知する。

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（地域介護・福祉空間  
整備等施設整備に関する事業）

（通則）

- 1 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日府地戦第33号・警察庁甲官第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401号第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号内閣府事務次官・警察庁長官・総務事務次官・文部科学事務次官・厚生労働事務次官・農林水産事務次官・経済産業事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官連名通知）に基づく地域自主戦略交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備に関する事業分）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、指定都市が作成した地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条に基づく市町村整備計画（別添により作成される介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画をいう（高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。）。以下同じ。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、指定都市に交付することにより、地域における公的介護施設等の整備事業（以下「施設整備事業」という。）を推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

別添により指定都市が作成する介護療養型医療施設転換整備計画（以下「介護療養型医療施設転換整備計画」という。）及び先進的事業整備計画（以下「先進的事業整備計画」という。）に基づき、指定都市が実施する施設等整備、又は民間事業者が実施する施設等整備に対し指定都市が補助する事業

(交付金の対象除外)

4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(交付額の算定方法)

5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

介護療養型医療施設転換整備計画又は先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
創 設	別表(1)の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数(ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。)を乗じて得た額	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の創設整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改 築	別表(1)の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数(ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。)を乗じて得た額	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の改築整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印

		<p>刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
改修	<p>別表(1)の第1欄に定める整備の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数(ただし、廃止予定の介護療養型医療施設の定員数を上限とする。)を乗じて得た額</p>	<p>介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の改修整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
緊急ショートステイの整備事業	<p>別表(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数を乗じて得た額。</p> <p>なお、別表(3)の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が先進的事業整備計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、上記により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額とする。</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく緊急ショートステイの整備事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
都市型軽費老人ホーム整備事業	<p>別表(2)の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位数を乗じて得た額。</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく都市型軽費老人ホームの整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費</p>

		<p>及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護関連施設等における施設内保育施設整備事業	別表（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額。	<p>先進的事業整備計画に基づく介護関連施設等における施設内保育施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
市町村提案事業	別表（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額。	<p>先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

<p>小規模（29人以下）な養護老人ホーム整備事業</p>	<p>別表（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額。</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく小規模な養護老人ホームの施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
-------------------------------	--	---

（交付金の概算払）

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付額）

- 7 厚生労働大臣は、制度要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱別紙により算出される指定都市ごとの交付限度額以内で、制度要綱第5の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を指定都市に交付する。

（交付の条件）

- 8 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 市町村整備計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、次の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ア 介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画との間の経費の配分
- (2) 市町村整備計画を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村整備計画が予定期間内に完了しない場合又は市町村整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金を受けて指定都市が事業を実施する場合には、次の条件が付されるもの

とする。

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ この交付金と整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を市町村整備計画完了の日（市町村整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、日本船舶振興会又は、事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。

(5) 指定都市が民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (4) のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「指定都市」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるの

は「補助金」と読み替えるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、指定都市市長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、指定都市市長の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに指定都市市長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、指定都市市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式に準じて速やかに指定都市市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、指定都市市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を指定都市に納付させることがある。

キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、指定都市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6) (5) により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき指定都市市長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税



額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることがある。

(8) 補助事業者が(5)による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

#### (申請手続)

9 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

指定都市は、別紙1の様式による申請書を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

10 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

11 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

厚生労働大臣は、9又は10による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

#### (実績報告)

12 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

指定都市は別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(2)により整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙4の様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 14 特別の事情により5、9、10及び12に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。